

社会福祉法人 鹿児島市社会福祉協議会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての職員がその能力を発揮し、仕事と家庭を両立しやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内容

【雇用環境の整備】

目標1 育児休業、子の看護休暇及び短時間勤務の制度に関する内容の周知や情報提供を行い、取得促進につなげる。

(対策)

令和2年4月～ 電子掲示板などによる周知、相談窓口の案内

目標2 時間外勤務の縮減を図る。

(対策)

令和2年4月～ ・時間外勤務の状況を把握する。

・定時退勤の促進及びノー残業デー実施の徹底の啓発を行う。

令和2年4月～ 定期的（3月ごと）に、ノー残業デーの実施状況及び職員ごとの時間外勤務の集計を行う。

目標3 年次有給休暇等の取得を促進する。

① 年次有給休暇 年度付与日数に対して取得率50%以上を目指す。

② 夏季休暇 取得率を100%とする。

(対策)

令和2年4月～ ・所属長は、職員が年次有給休暇等を取得しやすい環境づくりに努める。

(正副担当者の配置、会議等の計画的な開催 等)

・年次有給休暇の取得状況を把握する。

・各所属において年次有給休暇等の取得計画を策定する。

令和2年4月～ 定期的（3月ごと）に、職員ごとの年次有給休暇等の取得状況の集計を行う。

3 公表等の方法

鹿児島市社会福祉協議会ホームページに掲載し、また、会議等や電子掲示板などにより周知を行う。